

V 受験資格区分にかかる別表及びコード No. 一覧表

別表 1 <国家資格等に基づき当該資格にかかる業務に従事する者>

・国家資格等を取得後、登録してからの業務が5年かつ900日以上あり、要援護者に対する直接的な業務を行っている者。

※該当する国家資格登録証の写しを必ず提出してください。

※No. 1011 介護福祉士登録証を提出される方について

登録番号がアルファベットの「E」で始まる登録者は、登録証の写しに加えて、「資格登録有効期限（変更）通知書」または「資格登録有効期限解除通知書」のどちらかの写しを提出してください。

(コード1001～1021)

コードNo.	職 種	コードNo.	職 種	コードNo.	職 種
1001	医師	1008	理学療法士	1015	言語聴覚士
1002	歯科医師	1009	作業療法士	1016	あん摩マッサージ指圧師
1003	薬剤師	1010	社会福祉士	1017	はり師
1004	保健師	1011	介護福祉士	1018	きゅう師
1005	助産師	1012	視能訓練士	1019	柔道整復師
1006	看護師	1013	義肢装具士	1020	栄養士 (管理栄養士を含む)
1007	准看護師	1014	歯科衛生士	1021	精神保健福祉士

別表 2（相談援助業務に従事する者）

・施設等において**必置とされている相談援助業務に従事する者**

（コード2101～2109）

コードNo.	①施設等の種別	②職種名	①における根拠法	②における根拠法
2101	特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号
2102	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第21項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号
2103	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第22項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号
2104	介護老人福祉施設	生活相談員	介護保険法第8条第27項	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号
2105	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第8条第28項	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号
2106	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条の2第9項	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号
2107	計画相談支援	相談支援専門員	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項	障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条

コードNo.	①施設等の種別	②職種名	①における根拠法	②における根拠法
2108	障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29条）第3条
2109	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項	生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）ア